

盛岡駅さんさこみち構内等装飾業務に係る施設利用条件

1 目的

本条件は、盛岡駅東西自由通路（さんさこみち）において実施する構内等装飾業務について、通行者の安全確保及び施設管理上必要な事項を定めるものとする。

2 基本条件

- (1) 東西自由通路の通行機能を阻害しないこと。
- (2) 歩行者の安全及び避難機能を確保すること。
- (3) 関係法令並びに盛岡市及び関係機関の基準等を遵守すること。
- (4) 実施に当たっては、盛岡市、東日本旅客鉄道株式会社盛岡事業本部その他関係機関との協議を完了すること。

3 構内装飾に関する条件

(1) 壁面装飾

- ア 壁面へのシート貼付その他、盛岡市が認める方法により施工すること。
- イ 非常口、避難誘導設備、消火設備、案内サイン、手すり、その他安全及び管理上必要な設備類を覆わないこと。
- ウ 設備点検、施設維持管理に支障を及ぼさないこと。
- エ 剥離、破損又は落下のおそれがない施工方法とすること。
- オ 既存のポスター掲示スペースに干渉しないこと。

(2) ガラス面装飾

- ア 通路の開放性及び視認性を損なわないこと。
- イ 防犯カメラその他、管理設備の機能を妨げないこと。
- ウ 安全確認及び施設管理に必要な見通しを確保すること。
- エ 施工によりガラスの安全性能を損なわないこと。

(3) 天井装飾

- ア 照明設備、放送設備、消防設備、防犯設備その他施設設備の機能を妨げないこと。
- イ 防火性能を有する材料を使用すること。
- ウ 落下等の危険が生じない施工方法とすること。
- エ 設備管理上又は安全上支障があると認められる場合は実施できないものとする。

(4) 床面装飾

歩行者の一般利用及び安全確保のため、床面への装飾及び造作物の設置は不可とする。

4 維持管理

- (1) 装飾物及び設置物の維持管理は受注者の責任において行うこと。
- (2) 破損、剥離、汚損その他、管理上支障が生じた場合は速やかに補修又は撤去すること。
- (3) 苦情、事故その他の問題が発生した場合は、受注者の責任において対応すること。

5 指示事項

盛岡市が安全上又は施設管理上支障があると認めた場合は、受注者は装飾内容の変更、改善又は撤去の指示に従うものとする。

本条件は実施を約束するものではなく、具体的な装飾内容、施工方法及び設置位置が示された段階で、盛岡市、東日本旅客鉄道株式会社盛岡事業本部及び関係機関との協議により可否を判断するものとする。